

別添 1

地域管理経営計画等の案に対する公告縦覧中の意見の要旨及び当該意見の処理結果

令和 4 年 3 月

関東森林管理局

| 計画を策定する計画区  | 計画を変更する計画区  |  |
|---|---|--|
| 1 会津森林計画区<br>2 霞ヶ浦森林計画区<br>3 渡良瀬川森林計画区<br>4 利根下流森林計画区<br>5 伊豆諸島森林計画区<br>6 富士川上流森林計画区<br>7 伊豆森林計画区 | 1 阿武隈川森林計画区<br>2 八溝多賀森林計画区<br>3 水戸那珂森林計画区<br>4 那珂川森林計画区<br>5 鬼怒川森林計画区<br>6 利根上流森林計画区<br>7 吾妻森林計画区 | 8 西毛森林計画区<br>9 千葉南部森林計画区<br>10 多摩森林計画区<br>11 下越森林計画区<br>12 静岡森林計画区<br>13 富士森林計画区<br>14 天竜森林計画区 |

| ※注 「処理結果」の区分について  |
|---|
| <p><b>1 修文するもの</b><br/>意見書を踏まえ、計画（案）を修文したものです。</p> <p><b>2 趣旨を取り入れているもの</b><br/>すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に沿って行っていくこととしているものです。</p> <p><b>3 趣旨の一部を取り入れているもの</b><br/>本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。</p> <p><b>4 今後の検討課題等</b><br/>意見書の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。</p> |

| 該当箇所 | 意見の要旨 | 処理結果 | 処理の理由等 |
|------|-------|------|--------|
|      | 意見なし  |      |        |

## 令和3年度に策定・変更する地域管理経営計画（案）等縦覧開始時からの修正箇所

事前調整等により修正

| 整理<br>番号 | 計画区  | 箇所（項目等）  | 修正内容 |   | 備考                |
|----------|------|--|------|---|-------------------|
| 1        | 会津   | 第6次地域管理経営計画書<br>2 国有林野の維持及び保存に関する事項<br>（4）その他必要な事項<br>① 野生動物等による被害に関する事項                   | 修正前  | 被害が発生した場合は、 <u>関係行政機関等</u> と連携し、捕獲、防護柵の設置等による効果的な被害防止対策を推進するとともに、防護柵の設置にあたっては、創意工夫を図りながら設置コストを抑制することとする。  | 関係行政機関の具体例を追記し修正。 |
|          |      |  | 修正後  | 被害が発生した場合は、 <u>地方公共団体など関係機関</u> と連携し、捕獲、防護柵の設置等による効果的な被害防止対策を推進するとともに、防護柵の設置にあたっては、創意工夫を図りながら設置コストを抑制することとする。   |                   |
| 2        | 霞ヶ浦  | 第6次地域管理経営計画書<br>2 国有林野の維持及び保存に関する事項<br>（4）その他必要な事項<br>① 野生動物等による被害に関する事項                   | 修正前  | また、被害が発生した場合は、 <u>関係行政機関等</u> と連携し、捕獲、防護柵の設置等による効果的な被害防止対策を推進するとともに、防護柵の設置にあたっては、創意工夫を図りながら設置コストを抑制することとする。   | 関係行政機関の具体例を追記し修正。 |
|          |      |  | 修正後  | また、被害が発生した場合は、 <u>地方公共団体など関係機関</u> と連携し、捕獲、防護柵の設置等による効果的な被害防止対策を推進するとともに、防護柵の設置にあたっては、創意工夫を図りながら設置コストを抑制することとする。  |                   |
| 3        | 利根下流 | 第6次地域管理経営計画書<br>1 国有林野の管理経営に関する事項<br>（1）国有林野の管理経営の基本方針<br>① 国有林野の管理経営の現状<br>ア 計画区内の国有林野の現況 | 修正前  | 主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではスギ 586 千 <sup>3</sup> m、ヒノキ 306 千 <sup>3</sup> m、カラマツ 206 千 <sup>3</sup> m、 <u>スギ</u> 108 千 <sup>3</sup> m、広葉樹ではナラ類 104 千 <sup>3</sup> mとなっている。   |                   |
|          |      |  | 修正後  | 主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではスギ 586 千 <sup>3</sup> m、ヒノキ 306 千 <sup>3</sup> m、カラマツ 206 千 <sup>3</sup> m、 <u>アカマツ</u> 108 千 <sup>3</sup> m、広葉樹ではナラ類 104 千 <sup>3</sup> mとなっている。 |                   |

| 整理番号 | 計画区   | 箇所(項目等)  | 修正内容   |  | 備考                   |
|------|-------|--|--|--|----------------------|
| 4    | 伊豆諸島  | 第6次地域管理経営計画書<br>1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項<br>(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項<br>② 地域ごとの機能類型の方向<br>図-5 | 修正前  | 吾妻森林計画区の地域別図   |                      |
|      |       |  | 修正後  | 伊豆諸島森林計画区の地域別図   |                      |
| 5    |       | 2 国有林野の維持及び保存に関する事項<br>(4) その他必要な事項<br>① 野生動物等の被害に関する事項                                  | 修正前  | このため、東京都小笠原支庁や小笠原村が駆除を実施し、聳島列島及び父島列島の無人島では根絶したが、父島には依然として個体群が残存している状態である。<br>〈中略〉<br>また、ノネコやネズミ類がアカガシラカラスバトや海鳥の繁殖に及ぼす影響が問題となっており、 <u>関係機関</u> 、NPO等が連携してノネコを排除・収容し、無人島では排除が完了した。有人島においても <u>関係機関等</u> と連携して排除に向けた対策を推進することとする。 | 関係行政機関の具体例を追記し修正。    |
|      |       | 修正後  | このため、東京都小笠原支庁や小笠原村が駆除を実施し、聳島列島及び父島列島の無人島では根絶したが、父島には依然として個体群が残存している状態である。<br>〈中略〉<br>また、ノネコやネズミ類がアカガシラカラスバトや海鳥の繁殖に及ぼす影響が問題となっており、 <u>環境省</u> 、NPO等が連携してノネコを排除・収容し、無人島では排除が完了した。有人島においても <u>これらの関係者等</u> と連携して排除に向けた対策を推進することとする。 |  |                      |
| 6    | 富士川上流 | 第6次地域管理経営計画書<br>1 国有林野の管理経営に関する事項<br>(1) 国有林野の管理経営の基本方針<br>④政策課題への対応<br>【森林吸収源対策の推進】     | 修正前  | ・二酸化炭素の吸収量を確保するため、森林の適正な整備や木材利用等を推進する。<br>特に、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の熟成に伴う主伐面積の増加が認められる中、 <u>効率的かつ効果的な再生造林手法の導入、普及等に取り組む。</u>   | 主伐・再生造林を計画しないことから削除。 |
|      |       | 修正後  | ・二酸化炭素の吸収量を確保するため、森林の適正な整備や木材利用等を推進する。   |  |                      |

| 整理<br>番号 | 計画区  | 箇所(項目等)  | 修正内容 |   | 備考                     |
|----------|--|--|------|---|------------------------|
| 7        | 富士川上流  | 2 国有林野の維持及び保存に関する事項<br>(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項        | 修正前  | 松くい虫被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林との連携を図りつつ、伐倒駆除等により適切な防除を行い被害のまん延の防止に努めることとする。 | 県内民有林で被害が発生したことを踏まえ追記。 |
| 修正後      | 松くい虫被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林との連携を図りつつ、伐倒駆除等により適切な防除を行い被害のまん延の防止に努めることとする。<br><u>また、カシノナガキクイムシによるナラ類の枯損被害について、国有林では確認されていないが、地方公共団体など関係機関及び民有林関係者と情報共有を行い、早期発見に努めるとともに、被害が発生した場合は連携して防除対策を講ずることとする。</u> |  |      |   |                        |
| 8        | 鬼怒川  | 第5次地域管理経営計画書<br>④ 林道等の開設及び改良の総数                            | 修正前  | 24,660  |                        |
| 修正後      | 25,260   |  |      |   |                        |
| 9        | 阿武隈川   | 国有林野施業実施計画書<br>8 その他必要な事項<br>(3) 森林共同施業団地<br>ヲテマ蕨草森林共同施業団地 | 修正前  | 契約相手方：古殿町長・公益財団法人ふくしま緑の森づくり公社・ふくしま中央森林組合                                  |                        |
| 修正後      | 契約相手方：古殿町長・公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社・ふくしま中央森林組合   |  |      |   |                        |